

令和2年7月3日
住民生活部税務住民課

住民税の課税誤りについて

令和元年分の確定申告書の一部について、データ入力漏れにより、令和2年度の住民税の増額変更、減額変更などの課税誤りが62件発生しました。

このような誤処理がありましたことは、広く町民の皆様の信頼を損ねることであり、深くお詫び申し上げますとともに、状況や対応等についてお知らせいたします。

1 概要

一部入力漏れがあった確定申告書は、税務署からデータ送信された確定申告書の一部が入力がされず、課税額の算出根拠となる所得額や控除額に誤りが生じ、誤った課税をしたものです。

(1) 影響額及び件数

減 額: ▲1,661,600円 45件

増 額: 1,051,800円 17件

※他市回送分 1件については影響額不明

(2) 原因

職員が税務署から届いた確定申告書を印刷し手入力していたが、その一部を印刷し忘れたことによるデータの入力漏れ。

2 現在の対応

対象となった住民の皆様へ訪問、連絡等を行い、お詫びと説明することを最優先として取り組み、現在、本処理をする際には、データで送られてきた申告書の件数とそれを印刷した申告書の枚数等、処理手順や枚数等をチェックする表を使用し、複数の職員が確認するように事務処理手順を変更、チェック体制を強化するなどの改善を行っております。

また、入力漏れがあった申告書につきましても全て入力を終え、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定には影響はありません。

今後、業務及びシステム操作についての専門的知識の習得に努めると共に、日々の業務の中に、税制度への信頼の失墜や、多額の損失を与えかねないリスクがあることを再認識し、業務に取り組んでまいります。

■問い合わせ

熊野町税務住民課 立花

電話 082-820-5603